AIと協働する金融ビジネス

証券・資産運用ビジネスに おけるAI活用の行方

AIの浸透・定着には、 乗り越えるべきさまざまな障壁も

証券・資産運用ビジネスでもAIの活用が進展しつつ ある。しかし、技術的・法的側面で見ても、データ 活用の精緻化や判断過程のブラックボックス化の 解明、説明義務・善管注意義務の履行、不公正取引 への対応、市場運営の効率・適正化への取組みなど、 対処すべき課題も多い(注1)。

東京大学 客員教授 (西村あさひ法律事務所) 小野 傑

東京大学 客員教授 (野村総合研究所)

大崎 貞和

東京大学公共政策大学院 特仟教授

証券ビジネスでは近年、

湯山 智教

活用状況 証券ビジネスでの

で執行コストを下げているが いの発注を遅らせたりすること 徴を見いだせる可能性がある。 いが、人ではとらえられない特 がある。予測理由の提示は難し など市況の短期予測を行うもの より、株価・為替レート・指数 ープラーニング(深層学習)に た分野が挙げられるという。 しにくい難点がある。AIの活 ス問題や短期予測以外には応用 よくわからないブラックボック しかしその一方で、予測理由が 合せ対応、リサーチレポート作 常検知などのモニタリング、問 例えば、市況予測では、ディ レグテック(注2)とい 株価下落を予測し買 つ

いる。いずれにせよ、現段階で取引所による取組みも行われて 用されているが (注3)、各業者 足した証券コンソーシアムや、 を中心に30社以上が参画して発 全体で取得・利用したほうがよ がデータを個別ではなく、業界 ようになる。 いという考えもあり、証券会社 ンス分野やリスク管理分野で活 レグテックは、コンプライア 金融機関としての競争力強

性のある中長期予測・構造分析 の繁忙期の負荷低減のメリット を経由して投資家に提供するサ の取組みが進んでいる。例えば な情報を提供することができる して投資判断に影響のある有用 機関投資家(バイサイド)に対 を得て、その余力でストーリー して、アナリストは、決算発表 ービスを展開している。結果と 成するような会社が、証券会社 信を取得し、レポートを自動作 東京証券取引所などから決算短 (ディープレポート)に注力し

AIの活用が進んでいるのは、 ネスにおける用途で整理すると、

マーケティング、市況予測、

ている。みずほ証券の黒田真 品・サービスが開発・提供され と組み合わされたさまざまな製

上級研究員によれば、証券ビジ

組みは欠かせない。 化の観点から、AI対応への取

ビッグデータと A ーファンド

ことも少なくないようだ。それ ばらしいパフォーマンスであっ バックテストを行い、それがす ビッグデータを用いて相場の短 は、なぜか。 して適用するとうまくいかない ても、実際のマーケットに外挿 行う。ただし、過去のデータで スの問題点などを把握したり、 てファンドの評価や顧客サービ は、テキストマイニングを通じ アンドを手掛ける資産運用会社 く出現しているが、こうしたフ 運用する「AIファンド」が多 ・中期予測・転換点予測などを 最近、AIを活用して資産を

方の二つに問題があると指摘す を使っても見当違いの学習を行 ば、どれだけすばらしいデータ も普遍的な関係が存在しなけれ 明変数と目的変数の間にそもそ る。①は、モデルを作る際、説 関西学院大学の岡田克彦教授 ①問題設定と、②その解き

> りが悪く、 とが多い。 デルは未知データでの当てはま タ不足によって過学習(注4) とするが、金融では時系列デー っていることになる。②は、デ に陥りやすい。過学習で得たモ ―タ分析で関係性を学習する場 非常に多くのデータを必要 現実に機能しないこ

されていると言えるからである 必要はない。機械学習のアプロ やみくもにビッグデータを使う 待リターンに関する情報が包含 た特徴量であれば、そこには期 あろう。長年の仮説検証に耐え を行うモデル構築方法が有望で 徴量から機械学習的に変数選択 タを使うのではなく、頑健な特 ターンとまったく無関係なデー 報告されている。株式の期待リ たファクター(特徴量)が多数 を模索するのが好ましい。 なポートフォリオ構築の方向性 徴量をどう使うかを考え、適切 ーチを援用しながらこうした特 にわたる頑健性チェックに耐え ファイナンス研究では、長期

計発生高 (注5)、時価・簿価比 する代表的な特徴量として、会 !去には期待リターンを予測

> その意味では、AIを活用し、 近年、数百にも上る。ただし、 数派である。 発想に基づくAIファンドは少 不可欠である。まだ、こうした 安定的な超過リターンの獲得に った特徴量を探し当てることも、 従来研究者が探し当ててこなか リターンの源泉ではなくなる。 するようになり、しだいに超過 ば高いほど多くの投資家が利用 こうした特徴量は効果が高けれ で報告されているが、その数は モメンタムなどが研究論文

投資判断における 法的責任

点が生じうると指摘する(注6)。 ス)な場合、さまざまな法的論 ることが困難 合や、人間が判断根拠を理解す 断で人間の判断が介在しない場 自動取引を行い、個々の投資判 アルゴリズム・AIを利用して 盤研究課長は、投資判断に際し、 H 本銀行の鹿島みかり制度基 (ブラックボック

1)説明義務

顧客から投資一任を受けた金

ないと考えられる。 る。そのため、判断根拠がブラ に重みづけして考慮するかとい にそれが説明義務違反にはなら ックボックスの場合でも、直ち った説明までは不要と考えられ れ、どういった情報をどのよう して投資判断をする場合であれ 融商品取引業者は、AIを利用 人間が投資判断をする場合であ

売ってはいけないというのが適 投資家などには同意があっても で、AIを利用する場合であっ 引業者が受託者(フィデューシ 場合、契約締結後も金融商品取 がある。また、投資一任業務 説明義務違反を問われる可能性 件の説明を十分に行わなければ 資家と適合性原則を適用すべき 力のない高齢者・個人のような する必要がありそうだ。判断能 に適合したものかどうかを確認 ても、運用内容が継続的に顧客 ャリー)としての義務を負うの に顧客が誤解する懸念がある場 合性原則だと考えれば、プロ投 ただし、AIが万能かのよう 例えばAIの限界や前提条 顧客の誤解を正すための説

個人投資家は切り分けて考える

べきだろう。

相場操縦規制違反を問えない

②善管注意義務

避したい場合、当該AIの性質 についてあらかじめ投資家に説 商品取引業者が確実に責任を回 自体も容易ではないため、金融 と思われる。ただし、その評価 こと自体の合理性を評価すべき 該AIを用いて投資判断をする かを判断するにあたっては、当 善管注意義務を果たしたかどう した場合、金融商品取引業者が 定した投資判断基準の理解ある クス化している場合、AIが設 いて合意しておく必要がある。 いは説明がしにくくなる。こう 投資判断過程がブラックボッ それを踏まえた責任につ

③不公正取引への対応

引目的なくAIを作ったが、A 件の一つである。この場合、 徴金が科される(課される)要 れた場合、 果として相場操縦的行為がなさ Iが自己学習をして、学習の結 的を有することが、刑事罰や課 投資家を取引に誘い込む誘引目 例えば、相場操縦規制では、 誘引目的がないので

重要事実が与えられるような仕

るので、AIによる相場操縦的 これでよいのかという問題は残 考えられる。 違反したと評価して業務改善命 行為があれば、売買管理義務に めの売買管理義務が課されてい は、相場操縦行為を防止するた る。金融商品取引業者に対して 令などの措置が取られることが

引規制には違反しない。AIに 知らない以上、インサイダー取 場合、取引責任者は重要事実を 知らない状態で、AIに重要事 ては、取引責任者が重要事実を 考えられる。その際に、誘引目 買管理義務を義務付け、違反者 操縦的行為を行わないように売 う者一般に対して、AIが相場 ない。そのため、市場取引を行 実が与えられて取引が行われた あることが立法上の課題となる。 的がなくとも禁止される取引を 般事業法人や個人には適用され 答観的な要件で特定する必要が に対して刑事罰や課徴金を科す (課す)といった立法的対応も インサイダー取引規制につい ただし、売買管理義務は、一

> えられる。 築・管理を義務付けることが考 付与されないような仕組みの構 ルゴリズム・AIに重要事実が 必要だろう。市場取引に対する が可能かどうかは慎重な検討が 考えられるが、そのような評価 取引をした」と評価することも 組みを法人が構築していた場合、 一般規制上、投資判断を行うア 「当該法人が重要事実を知って

本質的な違い 人間の判断との

実は本質的には同じかもしれな

投入すると絶妙な結果を探して て、とりあえずビッグデータを 数が望ましいかという点につい えば、どういう関数型や説明変 かといった疑問が起こりうる。 人間の助言の本質的な違いは何 かし、そうだとすると、AIと 度なAIと取れなくもない。 クボックスという意味では、 よる直感的なひらめきもブラッ できない部分はあるし、人間に ンドマネジャーも勘でしか説明 ングといわれているものは、 AIの中でもディープラーニ 実務の世界では、熟練のファ 高 例 L

> その結果、ビールとトイレット ことができる点が大きな特徴だ 言ったことなので、(結果的に じることと、資産運用に際し、 れるかもしれないが、これを信 ペーパーの販売に関係があると 提示する。このような関係性 に儲かるはずと信じることは、 有名な運用会社や著名投資家が 人間よりも早く、深く見つける は失敗することもあるが) 絶対 いった意味不明な関係式が示さ

と言っているのかがわからない 習と同じだが、 敗したかどうかの検証自体が実 言内容や提言された答えが、失 くない。また、AIは、その助 説明不可能と見なしてもおかし にはあまりに複雑・大量すぎて かを検証できるのだが、物理的 ずその計算式がどうなっている 点がブラックボックスとされて がいかに効き、その銘柄を売れ 入してパラメータを推定すると ニングの場合、過去データを投 いる。もとより、理論的には必 いう意味では、 さらに、AIのディープラー どのような変数 今までの機械学

第4回「金融資本市場のあり方に関する 〔図表〕 産官学フォーラム」出席者

有吉尚哉 西村あさひ法律事務所弁護士 (50音順)

今泉宣親 金融庁総合政策局総合政策課政策管理官

名古屋商科大学経済学部教授 岩澤誠一郎 大崎貞和 東京大学客員教授(野村総合研究所)

関西学院大学経営戦略研究科教授(報告者) (株式会社Magne-Max Capital Management CEO)

東京大学客員教授(西村あさひ法律事務所) 日本銀行金融研究所制度基盤研究課長(報告者) 鹿鳥みかり

関口健太 日本銀行金融研究所

中央総合法律事務所弁護士

神作裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授 黒田真一 みずほ証券 市場情報戦略部上級研究員(報告者)

小出篤 学習院大学法学部法学科教授 京都大学経営管理大学院特別教授 幸田博人

後藤元 東京大学大学院法学政治学研究科准教授

東京証券取引所総合企画部フィンテック推進室調査役 保田隆明 神戸大学大学院経営学研究科准教授 森·濱田松本法律事務所弁護士

HCアセットマネジメント代表取締役社長 森本紀行 安田洋祐 大阪大学経済学部准教授

はまっ

たく異なるし、

法規制や

・ケット

の規律のあり方も違

AIを考えるのかによって見方

何を認識するのか、

どの側面で

フロ

1

-の差。

た事象が起こ たりするとい

おきたい。

てくることを最後に強調

湯山智教

東京大学公共政策大学院特任教授(司会)

用しても本質的に物事が変わる ことはないのかもしれない。 AIの市場運営は、

・かつ適正か

に責任や規制のあり方を考えて

八間判断で何が違うのかを、特

このような観点から、

A I Ł

いく中で整理することが必要だ

クボックスとい

わ

れるゆえんだ

記に難

じく、

その点もブラッ

り立ちそうで、

結局、

A I を

活

1

本稿は、

東京大学公共

策大学院のみずほ証券寄付

動が平準化するならば、 運用を任せることで、 かもしれない。 どの技術浸透は歓迎すべきこと れるという取引が、非常に精 ときに売られ、 に行われることを通じて価 AIを活用することで、 低いときに買 しかし、 度価格が下がっ ①一定程 A I A I な 脳格変

えない。このように考えると、

たかのようなものもないとは言

中にも、神様のお告げに従っ

ただし、人間による助言

AIがどういうものかを伝えれ

(適合性原則を除いて考え

あとは顧客の同意を取れ

ばそれでよいといった見方も成

同 ②逆に、互いに 起きて、 うな同調行動が を一斉に売るよ て値段をつり上 しくなったり、 て、 ブルを発生さ 調行動をとっ 幅がむしろ激 ある種の 価格変

> もしれない。 講じておくことも考えられるか で事前に弊害を回避する措置を こうした場合に備え、 ではないかといった懸念がある。 縦的なことも簡単になされるの 勝手に売り抜くといった相場操 が仕込み、 大量に自分で買い 法令など

*

概要を参照されたい 細は本フォーラムの資料・議 を取りまとめたものであり、

(同大学院

tokyo.ac.jp/CMPP/forum WEBサイトhttp://www.pp.u*

が、 引の市場監視という観点からは 必要がありそうだ。AIとして があることまでも見据えていく 意味合いがかなり変わる可能性 問題への影響や金融サービスの れていく部分は相当多く、 点からは、AIで仕事が代替さ 業務運営やビジネスモデルの ない。また、 さらに高めていくことが欠かせ 仕組みを作ることも想定される AIの動きをAIで監視させる 以上 監督当局も自ら監視技術を の ほ か、 金融機関における A I を用 11 雇用 観

たら、

その資産

月 22 日、

図表)における議

詳

官学フォーラム」(2019年2

もとで開催された第4回「金融

「資本市場と公共政策」の

、本市場のあり方に関する産

ない 5 決算上 学習デー どで活用されている。 フォルト予測による与信管理な など、リスク管理分野では、 正の検知、 分野では、 3 2 IT技術を活用した規 /2019-02-22/)° コンプライアンス対応 モデルの汎用性が低い 例えば、コンプライアンス KYC/AML対応 タ以外には適合 売買審査や社内不 利益とキャッ シ デ

rel180911a.htm/)° announcements/release_2018, 資判断におけるアルゴリズム・ AIの利用と法的責任」も参照 (https://www.boj.or.jp, 日本銀行金融研究 所